

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

大阪広域水道企業団監査委員

代表監査委員 荻野 朝弘

大阪広域水道企業団監査委員規程第1号

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団監査規程（平成23年大阪広域水道企業団監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略） <u>（四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年四條畷市条例第33号）第3条の規定による改正前の四條畷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年四條畷市条例第5号）に定める上下水道局、太子町上水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成28年太子町条例第25号）附則第3項の規定による廃止前の太子町上水道事業の設置等に関する条例（昭和45年太子町条例第9号）に定めるまちづくり推進部及び千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成28年千早赤阪村条例第8号）第1号の規定による廃止前の千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例（昭和43年千早赤阪村条例第7号）に定める施設整備課に係る監査等（水道事業に係るものに限る。）のうち、別に定めるものについては、監査委員が、本規程に基づき実施するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p>

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。